



平成 30 年 3 月 16 日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの逆流連結託送を実施する託送供給約款の特例認可 に関する意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた東京ガス株式会社の託送供給約款の特例認可の申請について審査を行い、当該認可を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

今回の申請は、東京電力エナジーパートナー株式会社が東京ガス株式会社及び京葉ガス株式会社に託送供給検討の申し込みを行った、ガスの実流とは逆方向の連結託送供給を実現するものであり、今後、供給区域をまたいだガス事業者間の競争が一層促進されることが期待されます。

1. 経緯

1) 料金審査専門会合における検討

- 平成28年9月の料金審査専門会合において、ガス小売全面自由化に向けた一般ガス導管事業者の新たな託送供給約款について審査を行った際、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下「東電EP」といいます。)・中部電力株式会社・関西電力株式会社より、ガスの実流方向と逆方向の連結託送供給(以下「逆流連結託送」といいます。)を実現したい旨の要望が提出されました。
- これに対し、同年10月の同会合にて、東京ガス株式会社(以下「東京ガス」といいます。)・東邦ガス株式会社・大阪ガス株式会社より、以下の意見が提出されました。
 - 東電EP等の要望を実現するためには、①託送供給約款の圧力規定(受入圧力 \geq 払出圧力)の削除が必要であることに加え、②その他の規定についても、逆流みなしを実現するためには多くの課題がある
- これらの意見を踏まえ、料金審査専門会合は、同年12月の査定方針にて以下の整理を行いました。

① 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

(イ) 逆流の連結託送供給について

また、逆流の連結託送についても、順方向のガスの流量の範囲内であるなど一定の条件を満たしている場合には、連結点で逆方向に注入するガスと順方向に流れるガスとが相殺されたとみなすとともに、連結点における託送契約ごとの流量について関係する事業者間で取り決めを行うなどの工夫を行うことにより、実現できる可能性が高いと考えられる。

しかしながら、逆流連結託送について共通ルールを設計するに当たっては、ガス流量計測の実務等を踏まえ、大手3事業者のみならず、他の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者にも適用できるものかを精査しつつ検討を進めることが必要であり、12月中にルールの詳細を決定することは困難である。

こうしたことから、以下のように対応することが適当である。

- (A) 今後、電力・ガス取引監視等委員会及び資源エネルギー庁において、引き続き逆流連結託送の実現に向けた検討を進める。それがまとまり次第、関係事業者に託送供給約款の修正を求めるとともに、必要に応じてガイドライン等の整備を行う。各事業者はそれに基づいて約款の修正を行い、逆流連結託送が広く可能となる環境を整備する。
- (B) なお、(A)に記載した約款の整備が完了する前であっても、小売事業者から逆流託送供給を行いたい旨の相談等があった場合には、ガス導管事業者及び関連する他の小売事業者等は、できるだけそれが実現できるよう前向きに対応する。(ガス事業法の特例認可を受ければ約款によらない託送供給は可能であり、それを理由に引き受けを断ることはできない。)その際、電力・ガス取引監視等委員会においては、関係事業者が前向きに対応するよう、適切に指導・助言を行う。

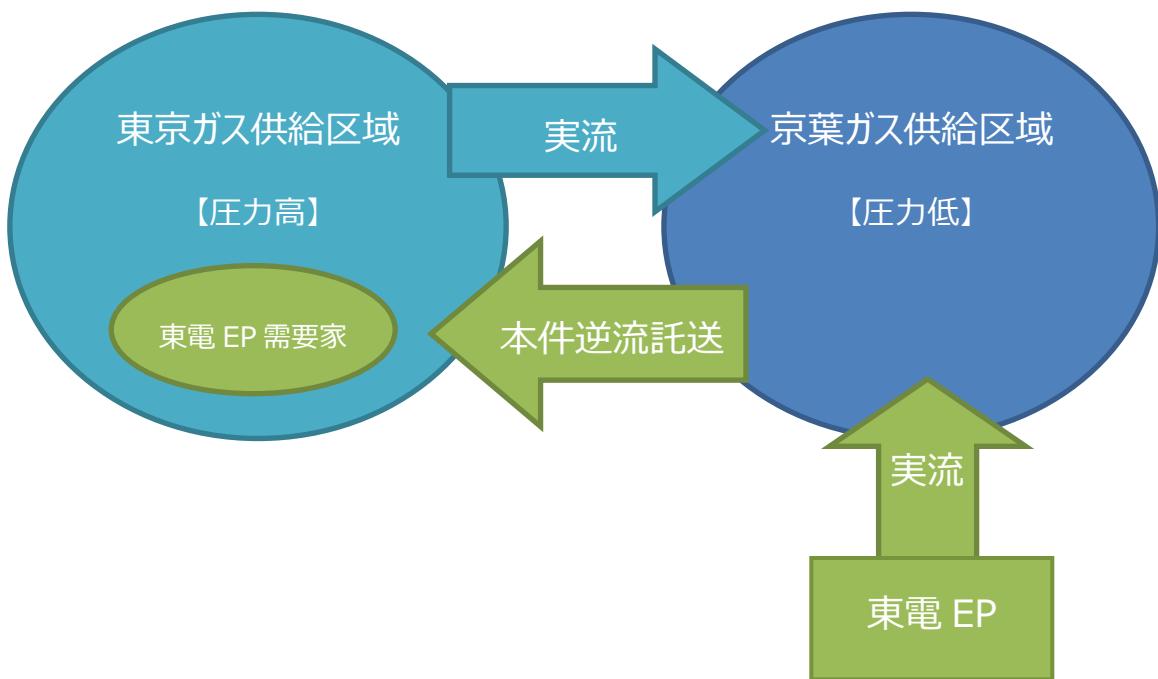
- 上記検討方針を受けて、東電EPから、東京ガス供給区域内の需要家のニーズに対応すべく、京葉瓦斯株式会社(以下「京葉ガス」といいます。)供給区域を経由して東京ガス供給区域に供給する逆流連結託送(以下「本件逆流託送」といいます。)を実現したい旨の相談があり、当委員会事務局も参画して、ガス流量の計算方法など本件逆流託送に係る供給条件について関係者間で協議を進めてきました。

2) 特例認可申請・意見聴取

- その後、本件逆流託送に係る供給条件について関係者の合意が得られ、平成30年2月27日付で東京ガスより経済産業大臣に対して、同社の託送供給約款に定められた条件以外の条件で本件逆流託送を行うことについての認可申請があり、同年3月14日付で経済産業大臣から意見の求めがありました。

(東電EPは、本件逆流託送を利用した小売供給を本年4月から行うことを予定。)

【東電 EP が行う、本件逆流託送を利用した小売供給のイメージ】



2. 東京ガスからの特例認可申請の概要

- 東電 EP より申し込みのあった託送供給について、以下のとおり、同社の託送供給約款に定める供給条件とは異なる供給条件で行うこと。

【託送供給約款と異なる供給条件の内容】

- 連結点におけるガス流量の計算方法:
 - 次の算式で算出すること。
連結点における逆流みなしのガス量 = $zp - \Delta M_p \times zp / (xp + zp)$
連結点における順流のガス量 = $xp + \Delta M_p \times xp / (xp + zp)$
 xp :連結点における順流の注入指示量 + 順流の調整指示量
 zp :連結点における逆流みなしの注入指示量 + 逆流みなしの調整指示量
 ΔM_p :連結点における実流計量値のノルマル換算値 - 実流計画値
- 順流の供給力減少時の取扱い:
 - (継続的な供給力の減少時の取扱い)
東電 EP は、順流のガス量の減少により、継続的に本件逆流託送の供給力が減少する場合、東京ガスに対し、原則 90 日前までに供給力の変更を申し込むこと。ただし、やむを得ないと認められる場合には、90 日を過ぎても申し込むことができるところ。
 - (一時的な供給力の減少時の取扱い)

東電 EP は、順流のガス量の減少等により、一時的に本件逆流託送の供給力が減少する場合であって、受入地点を東京ガス導管の別の地点に代替するときには、代替を開始する 90 日前の日までに、受入地点の変更を申し込むこと。ただし、やむを得ないと認められる場合には、90 日を過ぎても申し込むことができるとしていること。

- ガスの性状等に関する取扱い:
 - 東電 EP は、東電 EP が京葉ガス導管に注入するガスの性状が、東京ガスの託送供給約款で定める性状と差異がある場合には、東京ガス供給区域における他の託送供給依頼者との間の公平性を担保する観点から、ガスの性状等に関する金銭精算等、当該他の託送供給依頼者との間で必要な協議を行うこと。
 - ガスの性状、圧力・温度等(受入圧力、受入温度を除く)の測定方法の例及び監視方法については、東電 EP 社の京葉ガス導管への注入地点において東京ガスの託送供給約款で定めるとおりとすること。
- 需要家への周知:
 - 東電 EP は、本件逆流託送を利用して需要家への供給を行う場合には、需要家に対して、東京ガスの託送供給約款に定める供給条件とは異なる条件での託送供給を利用した供給であること、また逆流みなしの供給力は順流の契約に依拠すること等の周知を行うこと。
- 託送供給依頼者からの情報提供:
 - 東京ガスは、東電 EP に対し、本件逆流託送が東京ガス供給区域における競争の促進に寄与することについて説明を求めることがあります。

3. 電力・ガス取引監視等委員会からの回答

本日、当委員会は本申請について審査を行い、当該認可を行うことに異論がない旨の意見(別添)を経済産業大臣あてに回答しました。

4. 今後の対応

当委員会は、上記1. 1)記載の料金審査専門会合における整理を踏まえ、逆流連結託送に関する共通ルールの設計等、逆流連結託送が広く可能となる環境の整備に向けて検討を進めて参ります。

また、引き続き、小売事業者から逆流連結託送を行いたい旨の相談等があった場合には、当委員会において関係事業者が前向きに対応するよう、適切に指導・助言を行って参ります。

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 恒藤 つねとう
担当者: 大橋、伊藤
電話: 03-3501-1511(内線 4371~4)
03-3501-1585(直通)